

## 湯沢市広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の保有する資産を広告媒体として活用することにより、新たな自主財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、民間企業等の広告を掲載又は掲出することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の保有する資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 市の広報紙その他印刷物
  - イ 市のホームページ
  - ウ その他広告媒体として活用できる市の資産
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 市長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、広告掲載の基準を別に定めるものとする。

### (広告掲載の規格等)

第4条 市長は、次の各号に掲げる事項について広告媒体ごとに基準を別に定めるものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告掲載に必要な事項

### (広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載しようとするものは、広告媒体ごとに定める募集要項に従い申し込むものとする。

### (広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第3条に定める広告掲

載の基準により審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告審査委員会)

第7条 広告掲載の公平性及び中立性を保つため、湯沢市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、ふるさと未来創造部長とする。

4 委員は、ふるさと未来創造部情報政策課長、総務部財政課長、市民生活部環境共生課長、産業振興部観光・ジオパーク推進課長及び教育委員会教育部生涯学習課長とする。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、ふるさと未来創造部情報政策課長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、広告掲載について疑義がある場合等、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長職にある者を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができるものとする。

6 委員長は、必要に応じ、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 委員長は、審査が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、情報政策課において処理する。

(広告の募集等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、広告の募集等について広告代理店等に行わせることができるものとする。

(広告掲載料等)

第11条 広告の掲載を認められた広告主又は広告代理店等（以下「広告主」という。）は、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告掲載ができなかったときは、広告掲載料の全部又は一部を返還することができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するとき又は市の業務上やむを得ない事由が生じたときは、広告主への催告等を行わずに、当該広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 納付期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 市の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 倒産、破産等により広告掲載の必要がなくなったとき。
- (5) その他広告主の責に帰する事由により広告掲載すること等が適当でなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、広告主に対し、その旨を通知するものとする。

(広告掲載に伴う責任等)

第13条 広告掲載したものに關する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 市長は、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合は、当該広告主に対し、損害の賠償を請求することができるものとする。
- 3 広告主は、広告掲載に関し、第三者から損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任において解決しなければならない。
- 4 前項の措置に必要な一切の費用は、広告主の負担とする。

(広告を掲載した封筒等の受入れ)

第14条 広告を掲載した封筒及び印刷物等（以下「封筒等」という。）の寄附の申入れがあった場合において、その広告が湯沢市広告掲載基準に定める基準を満たすときは、寄附を受けることができる。ただし、封筒等及び広告内容に関する苦情等の処理は、寄附を行ったもの（以下「寄附者」という。）が行うものとする。

2 前項の寄附の受入後において、第12条第1項の取消事由に該当した場合その他封筒等の使用を継続することができないと市長が認めたときは、封筒等の使用を中止し、寄附者に対し、当該封筒等を回収させる等必要な措置を講ずるものとする。

る。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。